

大阪府てんかん支援拠点病院指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は平成27年5月28日障発0528第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」に基づき、てんかん支援拠点病院（以下「支援拠点病院」という。）を指定し、本府におけるてんかん診療連携体制の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において支援拠点病院とは、第3条により、大阪府知事（以下「知事」という。）が選定した病院をいう。

(指定)

第3条 知事は、府内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、以下の要件をすべて満たすものから、地域の実情を総合的に考慮し、支援拠点病院を指定する。

(1) 指定を受けようとする病院の代表者（以下「代表者」という。）が、「大阪府てんかん支援拠点病院指定申請書」（様式第1号）を提出していること。

(2) 別途定める「大阪府てんかん支援拠点病院指定基準（以下「指定基準」という）で定める要件をすべて満たし、指定後はこの要綱の規定を遵守することに同意していること。

2 知事は、指定を行った場合、様式第2号「大阪府てんかん支援拠点病院指定書」により、代表者に対し、その旨を通知する。

3 知事は、審査の結果、支援拠点病院に指定できない場合は、様式第3号「大阪府てんかん支援拠点病院審査結果通知書」を代表者に対して発行する。

4 支援拠点病院は、申請内容に変更があった場合は、速やかに様式第4号「大阪府てんかん支援拠点病院変更届」により知事に届け出る。

5 支援拠点病院が指定を辞退しようとするときには、辞退する日の属する月の前々月末までに様式第5号「大阪府てんかん支援拠点病院辞退届」により知事に届け出る。

6 知事は、前条による辞退の届出を受理した時及び指定基準を満たさなくなると判断した時は、速やかに様式第6号に定める「大阪府てんかん支援拠点病院指定解除通知書」を発行する。

7 支援拠点病院の指定においては、支援拠点病院の実績等を定期的に評価し、必要に応じて支援拠点病院の見直しを行うこととする。

8 知事は、必要があると認めたときは、支援拠点病院の代表者に対し、指定基準に係る必要な報告を求めることができる。

(他の医療機関との連携)

第4条 支援拠点病院は、所期の目的を達成するため、その他の医療機関との連携に努めるものとする。

(府事業への協力)

第5条 府が行うてんかん対策の推進に積極的に支援すること。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。